

平成29年度  
全日本青少年育成アドバイザー連合会  
第21回総会・研究集会  
( 総 会 資 料 )



平成28年度岐阜県「家庭の日」啓発図画・ポスター小学生の部最優秀賞  
林 明史（はやしはるちかさん）（安八町立牧小学校2年）

期日 平成29年6月25日（日）～26日（月）  
会場 グランヴェール岐山（岐阜市）  
主催 全日本青少年育成アドバイザー連合会  
主管 青少年育成アドバイザー岐阜県連絡協議会

# 目 次

総会・研究集会実施要項	1
大会日程	2
総会次第	3
議案	
第1号議案 平成28年度事業報告について	4
第2号議案 平成28年度会計報告及び監査報告について	17
第3号議案 役員改選について	18
第4号議案 平成29年度活動方針及び事業計画（案）について	19
第5号議案 平成29年度会計予算（案）について	32
表彰者・感謝状贈呈者名簿	別紙
平成28年度青少年の主張全国大会入賞者ビデオ発表	33
実践報告1 「ケータイ・スマホのネット被害から子どもを守る運動」	34
実践報告2 全アド連運動の推進	35
「子どもが伸びるチャンスを活かそう」運動	
「ありがとう一日100回運動」	
記念講演 「青少年が自分で自分の未来をつぶしていく!？」	40
参加者名簿・部屋番号	44
委員会名簿	45
全日本青少年育成アドバイザー連合会規約	46

# 第21回全日本青少年育成アドバイザー連合会

## 総会・研究集会日程

6月25日(日)

- 10:00～12:00 理事会 (5F 御岳の間)
- 12:30～13:15 受付 (2F カルチャーホール入り口)
- 13:15～13:35 総会開会式 (2F カルチャーホール)  
開会の言葉  
会長挨拶  
主催県挨拶  
来賓挨拶  
岐阜県環境生活部長 坂口芳輝 様  
全国青少年育成県民会議連合会副会長 松原 登様
- 13:35～14:40 総会・表彰式
- 14:40～14:50 休憩
- 14:50～15:00 平成28年度青少年の主張全国大会入賞者ビデオ発表
- 15:00～15:15 実践報告1  
紙芝居「スマートフォン迷人から名人へ」  
報告者：愛知県青少年育成アドバイザー  
連絡協議会 会長 峠テル子氏
- 15:15～15:50 実践報告2  
全アド連運動の推進  
「子どもが伸びるチャンスを活かそう」運動  
「ありがとう一日100回運動」  
報告者：全日本青少年育成アドバイザー連合会  
会長 山本邦彦氏
- 15:50～16:00 休憩
- 16:00～17:30 記念講演  
講師 上水流信秀氏 (岐阜県本巣市弾正小学校教頭)  
演題 「青少年が自分で自分の未来をつぶしていく!？」
- 18:00～20:30 交流会 (3F 末広の間)

6月26日(月)

- 9:00～11:20 専門委員会  
総務委員会 (2F カルチャーホール左)  
後継者養成委員会 (2F カルチャーホール右)  
広報委員会 (5F 乗鞍の間)
- 11:20～11:30 休憩・部屋移動
- 11:30～12:00 全体会 (委員会報告・質疑) (カルチャーホール)
- 12:00～12:15 閉会式 (カルチャーセンター)

# 第21回全日本青少年育成アドバイザー連合会総会

## 総 会 次 第

1 開会の言葉

2 定足数の確認

出席者 名 委任状 通

3 議長選出

4 議事録署名人指名

( ) ( )

5 議事

第1号議案 平成28年度運動の総括と事業報告について

第2号議案 平成28年度会計報告及び監査報告について

第3号議案 役員改選について

第4号議案 平成29年度運動方針及び事業計画（案）について

第5号議案 平成29年度会計予算（案）について

その他

6 表 彰

7 議長解任

8 閉会の言葉

## 第1号議案

### 平成28年度運動の総括と事業報告（案）について

はじめに

28年度は、全日本アド連結成20周年、わが会の生みの親である青少年育成国民会議結成50周年の記念すべき年にあたり、地方創生が重要な国家的課題となる中、石破地方創生担当大臣をお招きして、次代を担う青少年育成運動の重要性と「青少年健全育成基本法」への取り組みをお話いただき、我らの兄妹ともいえる全国青少年育成県民会議連合会会長から、共に国民運動の再興に取り組む決意を表明いただいた。

内閣府園部参事官補佐からは、子供・若者白書の青少年関係指導者一覧の民間の有志指導者（ボランティア）欄に全日本青少年育成アドバイザー連合会を掲載したことを紹介いただいた。

この成人を迎えた我が会が20周年記念の東京大会で新たなスタート切った28年度運動方針にそって振り返り総括すると共に、事業計画に沿ってその実績を報告する。

#### I、28運動の総括

##### 1 青少年育成の基本目標について

本会結成20周年、私たちの運動に社会的な責任を自覚し、新たなスタートを始めるということもあり、昨年度に引き続き、昭和41年4月、国民会議結成の際の決意文の趣旨を本会の基本目標として再確認した。育成運動とは何かが問われ、青少年問題が多様化する中で、目指す方向を見失いがちな今日、会員意識の中に目標を明確に示した意義は大きい。

今後とも、会員への定着と関係者への啓発が必要である。

##### 2、現状の認識と課題について

###### (1) 青少年を取り巻く社会

20周年を記念して新たなスタートを始めるにあたり、「社会を写す鏡が青少年である」との認識から、新しく我々なりに「青少年を取り巻く社会」を、

- ①経済最優先の競争社会が～社会規範・倫理・人間性喪失の社会をも創り出していること。
- ②自由・平等・平和を理念とする民主主義社会が～時に利己的になり、共同体社会をこわして、孤立した個人生活中心の社会となり～家庭・地域社会・コミュニティーの崩壊した社会を創り出していること。
- ③国際化・情報化・技術化社会が～激しい競争の中で、長所と短所が複雑に入り混じって非常に危険性をはらんでいること。

④少子・高齢化・過疎化（都市集中）・核家族化社会～活力が失われ、課題山積の社会であること、と把握した。

それだけに「人づくり（我づくり）を積み上げて社会（地域）づくり、国づくりを」のスローガンの重要性が啓発できたものとするが、会員個々に理解が浸透する所までには至っていない。

急激な変化を遂げ続ける現代社会であるだけに、今後とも、青少年を取り巻く社会の姿を我々なりに把握することは重要であるとする。

## （2）青少年の現状について

規範意識の低下、問題行動の多様化、社会性の未熟、親子関係の希薄化、虐待や携帯ネット被害の増加、ニート・引きこもりなど自立できない若者など様々な問題が生じ、幼い命が奪われたり、いじめを原因に、自ら命を絶つ青少年もあり、憂慮すべき傾向が見られるとの認識で、それを少しでも解消するため、新しく「子どもが伸びるチャンスを活かそう」と家庭や地域社会の取り組みを提唱した。HPや資料、更に機会ある毎にこのスローガンを啓発した意義は大きい。

今後とも課題を明確に持ち、それを我らの運動の原動力とする必要がある。

## （3）組織の現状について

今日、青少年育成アドバイザーは、1,300余名の方々が都道府県アドバイザー組織に加入し活動をしているが、多くは青少年育成アドバイザーと言うより他の役職や団体に活動している人が多く、組織の弱体化や組織の存続が危ぶまれているところもみられることから、初めて実態調査を実施した。（詳細は別紙のとおり）

有資格者は相当数存在するものの、活動する会員は減少傾向があり、回答の無い組織まであり、正確にはつかみ切れなかった。会員個人の活動は行われているものの、組織的な活動が弱い事も明らかになった。

しかし、養成講座により新しい会員を仲間に入れた県アド会は、会員数が増え活性化が生まれ、新たな担い手として活躍していることが確認できた。

今後は、情報網を強化して、更なる啓発に努め、全日本の共通目標を徹底して行動する都道府県組織への転換を図る必要がある。

## （4）青少年育成運動の経過について

長年運動を継続する中で、都道府県民会議や市町村民会議がマンネリ化を生じている状況を、見直すことを提唱したが、国民会議が解散して7年も経過して、弱体化している実態の中で、本会の影響力が弱かったり、本会との結びつきが無かったりして浸透しきれないのが現実である。

しかし、新たに県民会議との結びつきを強めて、内閣府の研修会に参加できた組織もあり、一步前進できたところもある。

今後とも共通の目標である、基本目標の実現を目指すため、見直しと活性化に向けて粘り強く働きかけをしていく必要があると考える。

#### (5) 青少年育成アドバイザーの役割について

役割を明確に示す事ができたが、その理解は徐々にしか進んでいないような現状である。しかし、養成講座では、これがアドの役割として説明し、新たなアドを目指す受講生には徹底できたものとする。今後ともアドとしての自覚を高め、自分の中でのアド運動の優先順位をアップし、周囲にその役割を更に理解して頂けるよう、自己研鑽に励み、ひたすら実践することが重要である。

#### (6) 青少年育成アドバイザーの養成について

昨年度から、入門編（仮称入門コース）・認定編（全日本コース）の2段階で養成を図ることとし、北海道・宮城・鳥取、愛媛、東海・北陸ブロックに加えて、28年度は茨木・兵庫・徳島で入門編の講座に取り組むことができた。

更に、全日本コースを東京アド会を主管県とし、昨年度に続き県民会議連合会の協力や内閣府統括官の後援。新しく独立行政法人国立青少年教育振興機構・一般社団法人全国社会教育委員連合会・NPO 生涯学習町づくり協会など多くの後援をいただいて開催。38名の新規受講生と22名の既会員がフォローアップの為に参加し、一部講座受講を含めると計63名で実施できた。

若い青年の受講生や市議会議員、後援団体の町づくり協会や社会教育委員の参加もあり、非常に充実した内容で、同期生会が発足するなど、多くの成果を上げて終了。今後の新アドバイザーとしての活躍が期待される。今後も仲間を増やすため、各県やブロックでの地域課題やアドバイザーとしての基礎的な学習をする機会をつくることを奨励・支援し、全日本コースの受講希望者の増大を図ることに努めることが重要である。また、今後は参加できない人への通信教育や、参加費を軽減するためにも財源の確保を検討する必要がある。

#### (7) 子供・若者育成支援推進法との関係について

内閣府主催の中央・各ブロック研修会に積極的に参加して、国の施策や先進的な活動事例を学習した。養成講座では、28年2月に改定された子供・若者育成推進大綱について学習した。しかし、各県などの地域協議会設立や、市町村での推進計画に具体的に参画した報告は得られず、今後の課題となった。今後も内閣府や地方行政の取り組みを見ながら我々もこれに参画していくことが重要と考える。

また、この支援法の上位に位置する形で青少年育成の基本理念を盛り込んだ「青少年健全育成基本法」の制定要望運動を継続したが、大きな進展が見られず、今後、関係団体とも連携し、運動を強化する必要がある。

### 3、重点運動方針に関する総括

青少年の現状と課題を踏まえ次の3点を重点方針に掲げて運動を進めてきたので、その経過を報告し、以下のとおり総括する。

- ・「子どもが伸びるチャンスを活かす」運動の奨励・推進をします。
- ・各都道府県・市町村議会等の青少年育成運動に参画しその活性化を図ります。
- ・組織の連帯を強化し、会員の拡大と活性化に努めます。

#### {具体的な内容}

(1) 「子どもが伸びるチャンスを活かす」運動の奨励・推進をします。

提唱2年目となり、ようやくスローガンとしては、組織の中に浸透しつつあり、各ブロックや各県の運動方針、関係資料や本会各組織の封筒などに啓発されるようになってきた。札幌では具体的に各事業の中に、参画型を導入して、各事業の企画段階から運営まで、できるだけ子供たちの出番をつくるのが試行されている。今後とも、運動の内容を補強・改善しながら、各ブロックや各県の重点方針にあわせて、具体的な実践を積み重ねる必要がある。

(2) ・各都道府県・市町村議会等の青少年育成運動に参画しその活性化を図ります。

(旧) 国民会議並びに県民会議創立50周年を捉えて「このままで良いか？」と視点で育成運動を見直し、新しく「子どもが伸びるチャンスを活かす運動」を提唱し推進してきた。全体的には、道府県民会議や市町村議会とつながりの弱い組織もあり浸透が図れたとは云い難い。しかし、以前よりもつながりが深く緊密になってきており、一定の前進が図れた年と言えよう。今後も一層強く提唱・推進していく必要がある。以下、項目に沿って報告する。

1) アドバイザー自身の活動を見直します。

① 県アド連(協)の活動はこのままでよいか?を検討します。

後述する、組織調査とも関連して、自らの組織活動の在り方を検討し、①自分自身にとってアドバイザーとは何か?②会員個人としての活動はあるが、県組織としての独立した事業や活動は構築できないか、などの検討が始まっており、今後も継続して見直しを進めることが重要である。

2) 市町村議会に参画し、運動の見直しと活性化を図ります。

① アドバイザーは、市町村議会会員として、市町村の育成運動に積極的に参画することを提唱したが、会員として参加している個人は非常に少ないのが現状である。

まずは、住所地の活動の現状を把握し、そこに参加することから始めなければならない。

ア) 本会が推進する次の運動を提唱し、市町村議会での運動を展開することを目指したが、参加しなければ、「子どもが伸びるチャンスを活かす運動」の提唱・推進は



できない。今後とも粘り強く参加奨励し、発言の機会作りから始める必要がある。

- ② 従来からの組織・運動を見直すことについては、後述するが、組織調査を実施し大まかではあるが現状の把握はできた。これに基づき、今後の具体的な取り組み方を検討することとする。
- ③ 「ありがとう一日100回運動」の提唱と実践をしました。  
具体的には事業報告で行うが、シール（大・小）缶バッジを作成し、啓発・推進を図った。のぼり旗も作成し、申込み受付中である。今後も継続して実施し、定着を図ることが重要である。

### 3) 各県アド連と各県民会議との関係見直しと連携強化を図ります。

- ① 町村民会議への対応と同様に、創立50周年を契機に県民会議運動の見直し運動を推進することとしたが、組織調査によって、結びつきの弱い組織があることも分かってきた。しかし、大半の組織は県民会議に加盟し、役員にも加わって、役割を果たしており、内閣府の研修会にも新たに参加できた組織も生まれてきた。今後も更なる連携を強化して、育成運動の見直し、「子どもが伸びるチャンスを活かす運動」の推進など活性化を図るための役割を果たしていく必要がある。
- ② 県民会議等連合会への加入を奨励・推進してきたが、「加入するメリットが無い」と県民会議から云われて、これに応えることができなかったことは極めて残念である。こんごは、この現状を踏まえて、県民会議連合会との意思疎通を図り、この課題への対応策を検討する必要がある。

### 4) 県民会議等連合会との連携を強化する

- ① 20回大会に八村会長に来賓としておいでいただいた他、養成講座に協力を頂いて参加者の拡大を図ることができた。未加入県民会議へ加入の働きかけをし、前述のとおり加盟県の拡大に、協力してきたが残念ながら成果は上がっていない。また、連合会側も積極的な働きかけができる状況には無く、我らへの期待が大きくなっている。それだけに、連合会の魅力づくりに我らが力を注ぐことも必要と考える。
- ② 共に「青少年健全育成基本法」の成立を目指すこととしたが、連合会側には、その余力が無さそうである。我らの要望書には「県民会議等連合会」にも触れて、国民運動の再興を目指しており、共に要望運動をすることを要請する必要がある。
- ③ 国民運動50周年を記念して、育成運動の標語募集を行うとしていたが、内閣府も行った為、これへの協力を行うこととし「子どもが伸びるチャンスを活かそう」他応募したが入選・採用には至らず「支えよう 輝くひとの 夢みらい」が入選となり、強調月間のスローガンとなった。

### (3) 組織の連帯を強化し会員の拡大と活性化に努めます。

各ブロックや各県組織との連携を強化するため、情報の交流を緊密にすると共に、運

動や組織にどのような課題があるのか、自ら「このままで良いか？」の視点に立って、昨年度に引き続き3つの専門委員会を継続し、正副委員長会を理事会に併せて開催した。以下、委員会の概要を報告する。(詳細は別紙のとおり)

### 1) 基本問題検討委員会

- ① 多くの検討項目があるが、まずは組織の実態調査が必要と考え、県組織や活動の概要、県民会議との連携内容を調べる為、調査票を送付して、回答を要請した。全日本加盟県の2/3から回答があり1/3は無回答であった。活動は会員研修が中心で、県民会議への参加も大半が行っているが、全体的に会員が少なく高齢化しており、会員以外に向けた独自の事業は少なかった。しかし、「養成講座(入門編)」を実施し始めて、活気が生まれてきている。(総括表は別紙のとおり)
- ② 連絡票作成のため、会長と事務局の所在地、電話・FAX, 更にメールアドレスを調査し、殆どの加入組織から、回答を得て、組織名簿を作成することができた。今後の活用が楽しみである。(別紙のとおり)
- ③ 規約については、現規約を尊重し、組織の無い所の賛助会員制度活用、総会を正会員(県アド会長)だけの総会とはしない方法の検討が必要と考える。
- ④ その他の課題の
  - ・ 青少年問題とアド連の役割～基本認識と運動方針の再検討
  - ・ 市町村民会議・県民会議・県民会議等連合会との連帯
  - ・ 未加入組織の加入促進(含む九州ブロック)方策の検討
  - ・ 資格会員の加入促進方策の検討については、検討できず、今後も継続して検討をする必要がある。

### 2) 後継者養成委員会

入門講座は昨年に引き続き、北陸・東海ブロック、北海道、宮城、鳥取、愛媛が開催し、今年度新たに、兵庫・徳島で開催し、宮城には会長が講師として参加。

全日本の認定コースも前記の総括概要のとおり、本会に本委員会委員が中心となって実行委員会を設置して、東京で実施。(詳細は、別紙委員会報告書のとおり)

また、昨年度の愛知県での受講者で今年度に認定申請のあった6名を認定審査会において新規にアドバイザーとして認定した。

今後とも安定して継続できるよう、更なる検討を加えながら実施していく必要がある。

特に、入門講座の開催できない処について、通信講座の実施を行うなど、検討をすることが重要である。

### 3) 広報・運営委員会

認知度が低いと云われる我らの運動(活動・事業)を広く理解頂き、育成運動の発展を図る為に、情報を収集して公開し、仲間との共有を図った。特に、HPの活用と啓発グッズを作成して頒布したり、NPO法人化に向けて議論を深め、運動の前進を図ることが

できた年と云えよう。以下、簡単に項目ごとに報告する。（詳細は別紙委員会報告のとおり）

- ①ホームページを積極的に活用し、更新に努めた。
- ②また、アド連だより、も計画通り発刊し、郵送希望の組織に対しては送付して活動の周知に努めた。
- ③名刺の活用について、共通の台紙を作成して啓発した。利用が少なく今後も継続して活用を奨励したい。
- ④「ありがとう一日100回運動」や運動の周知啓発については、シールや缶バッジ、のぼり旗を作成して、頒布した。
- ⑤NPO法人化について検討し、各ブロックや県組織にも資料を作成配布して、検討を行った。課題が多く、現時点では時期尚早ではないかとの消極的な意見が多く出されている。
- ⑥運動（活動・事業）資金については、NPO法人化すると、寄付金が得られやすくなることは理解できたが、どのような事業を実施するかが、明確でなく、資金確保のための根拠となる資料が乏しいことも課題となった。

①～④については、今後も継続して、より一層啓発に努め情報の共有と切磋琢磨による運動の活性化を図ることとする。

⑤～⑥については、課題解決の方策を探る為、更なる検討を続け、安定した資金の確保と活発な事業実施を行うことのできるNPO法人化組織に発展することを目指す必要がある。

#### 4、地域育成課題の取り組みと運動の継続について

青少年健全育成をするために各地域で様々な問題や課題があり、青少年育成に携わる広範な関係者と連携して引き続き取り組んできた。

##### 1) 隣のおじさんおばさん運動の取組について

特に声掛け・あいさつ・見守り運動は定着して実践されていると把握している。昨年取り組んだ「ありがとう一日100回運動」もシール（大・小）と缶バッジを作成して頒布し、各県での事業やアド養成講座に活用して啓発と実践に努めた。少しずつではあるが、浸透してきており、今後の拡大強化が期待される。

##### 2) 子ども・若者の居場所づくりについて

公民館や交流館等できるところで様々な事業に関わりながらこれらの課題解消に取り組んできた。「地域の子どもは地域で育てる」という我らの基本的な運動の一つであり、今後ともアドの重要な活動として継続して取り組むこととする。

##### 3) ケータイ・スマホのネット被害から子どもを守運動について

アド所属の各県民会議や市町村民会議でペアレンタル・コントロールの必要性を中心に啓発を続けることができた。また、会員が講師を務めたり、紙芝居で注意を呼びかけたりする事例もあり、啓発活動の拡大を図ることができた。

特に今年も養成講座の中で重要テーマと位置付けて、アドバイザーとしての具体的な取り組みを検討し、実践を誓い合った意義は大きい。

今後も継続して推進していく必要がある。

#### 4) その他、

- ① 熊本大地震の発生により、東京大会開催中に、我らの仲間である神戸の「ひまわり企画」荒井さんが実施する「お茶碗プロジェクト」への参加を呼びかけると共に、救援募金を行い、集まった募金を有効活用する為、我らの仲間である神戸の「ひまわり企画」荒井さんに、兵庫アド協を通じてお渡しをした。荒井さんからは活動報告と共に、お礼状が届いている。
- ② 東日本大震災を風化させてはならないと、毎年、アド東京会が中心となって開催している「東日本大震災犠牲者追悼と復興祈念の集い・忘れないパート5」を後援し、会長がメッセージを送ると共に、広告を提供して、これを支援した。
- ③ 長年の念願であった、内閣府が作成する子供・若者白書の青少年関係指導者一覧の民間の有志指導者（ボランティア）欄に「全日本青少年育成アドバイザー連合会」を掲載して頂く事ができた。これで育成関係団体として内閣府に認知して頂いたことになる。  
また、我が会のHPから内閣府「共生社会担当」とリンクしているが、内閣府の関係団体紹介欄からはリンクできなかつたものを、出来るように修正いただいたことも、嬉しいことであった。
- ④ 香川県丸亀市の市議員候補に香川県香川会長が立候補することになり、我らの同志が議員に出馬することは望ましい事として、理事会に協議して、全日本アド連で組織推薦することを決定し、推薦書を送った。また、4月9日の出陣式には会長が応援演説を行い、必勝を訴えた。また、15日の決起集会には、清水成真さんが応援演説に行き、16日の投票日では1953票を獲得し25名当選の内10位で当選。7名が落選の中で上位当選を勝ち取る事ができ、今後の活躍が期待される。

#### 5、事業報告

本会は活動方針のもとに、次の事業を実施した。

##### 1) 会議の開催について

###### ①総会ならびに研究大会

期日 平成28年6月17・18日

場所 国立オリンピック記念青少年総合センター

20回記念大会として、石破地方創生担当大臣、八村全国青少年育成県民会議連合会

会長、園部内閣府参事官補佐を招いて、開催。運動方針、事業計画等原案通り決定。  
記念講演「青少年健全育成活動と現代環境」講師 久田 邦明

②理事会の開催～3つの専門委員会の正副委員長との合同会議として年3回開催

第1回～内閣府主催中央研修会終了後～11月29・30日～青少年総合センター。

総会決定事項の進捗状況の経過報告と21回大会の開催、及び今後の進め方の確認（別紙添付会議録のとおり）

第2回～養成講座開催期間中～29年2月18日～青少年総合センター

第1回理事会以降の経過報告と21回大会議案の概要、及び今後の進め方の確認（別紙添付会議録のとおり）

第3回～総会直前29年4月15・16日～青少年総合センター。

アド認定審査会と21回総会提出議案の作成。21回大会運営に関する協議

③役員会の開催～必要に応じて開催

第1回～29年4月を予定したが、理事会と正副専門委員会委員長合同会議に変更

④専門委員会の開催～前述のとおり理事会と合同で正副委員長会を開催した。

また、各所属の委員同士が日常的な情報・意見交換を行い、委員会の検討結果を理事会に報告し、理事会の合意を経て総会に提案し21回総会報告文案を作成した。（別紙、総会資料のとおり）

2) 広報・啓発活動と組織網の整備

①会員バッチとロゴマーク入りの名刺の活用

会員意識の昂揚と連帯感を強めるため、20周年を記念しての会員バッチの作成を協議。

同一様式の名刺の台紙を作成しHPに掲載し活用を奨励（会長は作成活用済）した。今後も共通した名刺により、アドバイザーとしての自覚昂揚と周知を図ることとする。

（HPを開くパスワードは、adomeishi201608 です）

②「ありがとう」運動缶バッチ・シールの作成と活用

鳥取県アド協議会が提唱して、全国運動に発展させようとして取り組んでいる「ありがとう一日100回運動」を会員自ら実践するため、缶バッチ・シールを作成頒布し、その自覚と啓発活動を推進した。（サンプル他、詳細は別紙添付の受注資料のとおり）

シール（小）4,000枚（5枚セット）×2回、・・・5枚で10円

シール（大）500枚・・・一枚100円

缶バッチ 500個・・・一個100円

③のぼり旗の作成と活用

20周年を記念して、のぼり旗の作成を検討し、各県アドの希望に応じて作成・頒布を行う。HPに見本を掲載して作成の申し込みを受け、本会事業のアド養成講座会場で活用した。今後、書くブロック・各県での活動の際に活用して士気高揚と啓発を図ることが期待される。（詳細は別紙添付の受注状況資料のとおり）

④「青少年健全育成基本法」の制定要求運動の継続

昨年に引き続き、山本公一衆議院議員（9月2日、環境大臣・愛媛県選出）、青木一彦参議院議員（9月2日、鳥取島根合区選出）、上野通子参議院議員（11月28日、栃木県選出）の国会議員（本人不在の為いずれも秘書へ）へ、要望書を提出した。

また、要望書の要旨と要望の骨子をハガキ様式にして、理事会で協議し、これをコピーして、住所地出身議員へ送付することを決定した。これを受け鳥取県では、ハガキによる要望を行った。

国民運動の再興を図るためには、何としても青少年の健全育成を国の責務とする法律の制定が不可欠であり、今後とも継続して要望するとともに、趣旨に賛同する関係団体と連携したり、地方議会による要望活動など、新たに運動を強化する必要がある。

#### ⑤各県・ブロック研修会への講師・指導者の派遣

要請に基づき、次の通り会長を派遣した。

近畿ブロック研修会 平成28年8月24日 滋賀県大津市

宮城県アド養成講座 平成28年11月12日 宮城県仙台市

全日本アド連の活動状況やアドバイザーの役割を直接伝えることは、地方組織の活性化に繋がり、今後とも積極的な派遣が重要である。

「ネット被害から子供を守る運動」として、出前紙芝居による啓発活動については広報財務委員長の峠さんが出かけて啓発を行うこととしていたが、残念ながら、要望が無かった。重要な課題でもあり、今後も気軽に要請頂くことを期待している。

#### ⑥「全日本アド連たより」の発行

計画どおり、20回東京大会の報告を中心に11号を、アド養成講座の募集と地方組織の活動状況をお知らせする12号を発刊してHPに掲載するとともに、新規アドや郵送を希望する組織に送付した。

アド養成講座の報告と第21回総会、岐阜研究大会の開催については、13号で4月に発刊予定。

#### ⑦全日本アド連ホームページの活用

運動方針や事業計画、事業予定や参加者募集、活動の報告、他各県・ブロックの情報もあわせて掲載して、ページの充実をはかり、情報の共有化と運動の活性化に努めた。これにより、いつでも・誰でもアド連の活動状況が把握でき、情報の共有化を図り、活動の切磋琢磨に繋げることができた。

ただ、情報の提供は少なく収集体制も弱い為、更新が遅れたり、新しい情報をすぐに掲載できていないのが現状である。今後、広報体制を強化して情報網を確立してこの情報化時代に適切に対応していく必要がある。

#### ⑧情報連絡網の整備

各ブロックの役員や県の会長、事務局の連絡網を整備するため、所在地・居住地・電話・FAXに加えて、メールのアドレスなど組織実態を調査・把握してその名簿を作成することができた。（別紙添付名簿のとおり）

今後は、これを活用して、迅速な広報・連絡体制を確立し、HPの迅速な更新をはじ

め、ブロック・各県・各会員との情報交流を緊密にして、組織に更なる活力を生み出すよう努める必要がある。

また、此れと同様に各県の会員名簿を作成し、郵送による通信からメールによる通信へと脱皮していくことも重要と考える。

### 3) 後継者養成講座の開催

① 前述のとおり、昨年度の東海・北陸ブロック、北海道、宮城、鳥取、愛媛に加えて、今年度は兵庫、徳島で入門講座が開催され、一段と広がりを見せつつあり、大きな前進といえよう。

② 全日本アドバイザー養成講座要項により第5期養成講座を計画のとおり実施した。

と き 平成29年2月17・18・19日

ところ 国立オリンピック記念青少年総合センター

北海道から沖縄までの17都道府県から新規受講生38名、既アド22名。一部講座の受講生3名の計63名が参加。

参加内訳はつぎのとおり

北海道(新規1)、岩手県(新規1)、宮城県(新規3・既アド1)、茨城県(新規3)、栃木県(既1)、埼玉県(新規2・既1)、千葉県(新規2)、神奈川県(既2)、富山県(新規3・既1)、長野県(既1)、愛知県(新規5・既4)、滋賀県(新規1・既1)、兵庫県(新規2・既3)、鳥取県(新規1・既2)、愛媛県(新規5・既2)、沖縄県(新規4)、東京都(新規5・既3・受講3)(詳細は別紙添付委員会報告書のとおり)

### ③認定審査委員会の開催

第5期受講生24名から提出されたレポートを基に、萩原先生の委員長とする認定審査委員会を開催。

これにより、新規アドバイザー23名(北海道1、岩手1、宮城3、富山3、茨城2、東京2、愛知5、兵庫2、鳥取1、愛媛3)を合格とした。

と き 平成29年4月15日

ところ 国立オリンピック記念青少年総合センター

### 4) 表彰を行う

本会発足20周年を記念して、国民会議認定の1~10期生で現在も各都道府県アド組織で活動している方を特別功勞として26名を表彰。

通常の一般表彰として4名。感謝状を1名に授与した。

また、(社)日本善行会の個人表彰(成人)も

を推薦し銅賞を受賞した。

## 5) アドバイザーを支援する有識者会議の開催

理事会、又は研究大会にあわせて開催を予定し、11月の理事会に萩原先生、福留先生をお招きして、養成講座の在り方、今後の運動のあり方、とりわけ関係団体との連携強化やアド活動事例発表とその記録集など、示唆していただくことができた。

## 6) 内閣府など関係機関事業への積極的参加

### ①中央研修会への参加

と き 28年11月28(月)～29(火)日

ところ 国立オリンピック記念青少年総合センター

今回は国民会議発足50周年ということもあり、記念式典が期待されたが、各県民会議が記念表彰を受けただけで、記念行事そのものは無かった。全国県民会議連合会も期待外れの感を抱いたと推測している。

また、アド関係では、個人情報保護の関係からか、参加者名簿が無く、どの程度の参加者があるのか、確認できなかったが(30人弱位か?)、県民会議から初めての推薦枠がとれて参加した県も出てきたことは評価して良いと考える。今後も、積極的に働きかけをして、より多くの参加を得ながら、運動の推進力を高めていきたいものである。

### ②各ブロック研修会への参加

全体の報告は受けていないが、近畿ブロックでは、この研修会終了後、ブロック研修会を、中四国ブロックでは、この研修会終了後役員会を開催し、アド活動の結束と会員同志の連帯を強化する事ができた。今後も大いにこの機会を活用して、研修に、運動の強化に努める必要がある。

#### ・北海道・東北ブロック研修会

と き 平成28年9月 2日(金) 10:00～14:30 ところ 北海道

#### ・中部ブロック研修会

と き 平成28年11月 1日(火) 10:00～14:30 ところ 福井県

#### ・関東甲信越静ブロック研修会

と き 平成28年10月21日(金) 10:00～14:30 ところ 長野県

#### ・近畿ブロック研修会

と き 平成28年8月24日(水) 10:00～14:30 ところ 滋賀県

#### ・中国・四国ブロック研修会

と き 平成28年10月18日(火) 10:00～14:30 ところ 高知県

#### ・九州・沖縄ブロック研修会

と き 平成28年9月30日(金) 10:00～14:30 ところ 熊本県

### ③その他、関係事業への協力

・26年度のボランティア調査の結果をうけて、育成運動の活性化を図るための指導者



向けの冊子の編纂が行われていたが、今年度完成して出版された。予算削減の折から、極めて少数の出版となったため、増刷を要望している。今回は2冊、全日本アド連にも提供いただいたため、今後、養成講座にコピーするなどして活用に努めたい。

・青年研修会への誘いをいただき、初めてアド会員が参加する事ができた。今後も若いアドバイザーを積極的に派遣して、仲間の拡大に努めることが重要である。

## 第2号議案

### 平成28年度 一般会計収支決算報告（案）

#### 収入の部

単位：円

科 目	28年度予算額	28年度決算額	増 減	付 記
会 費	141,000	72,000	△69,000	24県×3,000=72,000
繰 越 金	23,562	23,562	0	前年度繰越金
借 入 金	0	10,000	10,000	事務局長から
そ の 他	48,438	127,908	79,470	寄付金 48,000 グッズ代金 79,900 利息 8
合 計	213,000	233,470	20,470	

#### 支出の部

単位：円

科 目	28度予算額	28度決算額	増 減	付 記
会 議 費	40,000	12,300	△27,700	役員会、理事会、会場費
事 業 費	50,000	27,241	△22,759	
事務費	25,000	7,668	△17,332	表彰状、筒
通信費	25,000	19,573	△5,427	郵送費
旅 費	30,000	0	△30,000	
HP維持費	48,000	48,000	0	
予 備 費	45,000	137,708	92,708	グッズ購入、振込手数料
合 計	213,000	225,249	12,249	

収入決算額 233,470－支出決算額 225,249＝8,221 円 次年度繰越金

## 【特別会計】

## 平成28年度アドバイザー認定特別会計決算報告

## 収入の部

科目	予算額(A)	決算額(B)	増減(B-A)	付記
アド認定登録料	240,000	200,000	△ 40,000	25人×80,00円
繰越金	22,198	22,198	0	
その他	1,000	12	△ 988	利子
合 計	263,198	222,210	△ 40,988	

## 支出の部

科目	予算額(A)	決算額(B)	増減(B-A)	付記
会議費	20,000	0	△ 20,000	
事務費	25,000	20,534	△ 4,466	コピー用紙・プリントインク代等
通信費	25,000	22,000	△ 3,000	切手、レターパック
旅費	100,000	80,000	△ 20,000	委員交通費
次回開催費	50,000	10,000	△ 40,000	平成28年度アド養成講習会
予備費	43,126	0	△ 43,126	
合計	263,126	132,534	△ 130,592	

収入の部決算額－支出の部決算額＝ **89,676** → 次年度繰越金

## 平成28年度青少年育成アドバイザー講習会特別会計決算報告

## 収入の部

科目	予算額(A)	決算額(B)	増減(B-A)	付記
1 開催費	50,000	10,000	△ 40,000	認定特別会計より
2 参加費	1,440,000	1,218,000	△ 222,000	20,000×55人=1,100,000、 16,000×3人=48,000,他70,000
3 寄付金その他	5,000	0	△ 5,000	利子
合 計	1,495,000	1,228,000	△ 267,000	

## 支出の部

科目	予算額(A)	決算額(B)	増減(B-A)	付記
1 通信費	83,000	60,260	△ 22,740	アド連、県民会議等郵送案内
2 会場費	138,100	47,700	△ 90,400	国立オリンピック記念青少年総合センター会議室
3 事務費	65,000	63,988	△ 1,012	コピー用紙、封筒、名札、記録写真、 インク代等
4 講師及び助言者費(交通費含)	360,000	270,000	△ 90,000	講師・助言者7人分の謝礼
5 印刷費	110,000	61,516	△ 48,484	要項、資料集、レジュメ印刷製本
6 宿泊費	196,000	198,400	2,400	2泊の宿泊代
7 食糧費	379,000	322,970	△ 56,030	食事5回、交流会代
8 会議費	40,000	9,560	△ 30,440	打合せ費と資料代
9 旅費	80,000	45,260	△ 34,740	後援・協力要請折衝交通費
10 予備費	43,900	40,994	△ 2,906	茶菓子、飲み物代、参加費返金等
合計	1,495,000	1,120,648	△ 374,352	

収入の部決算額－支出の部決算額＝ **107,352** → 次年度繰越金

第3号議案

任期満了に伴う役員改選について

27・28年度			29・30年度		
役職	氏名	県名	役職	氏名	県名
会 長	山本 邦彦	鳥 取	会 長	山本 邦彦	鳥 取
副会長	伊藤 順子	宮 城	副会長	伊藤 順子	宮 城
	山崎 政和	埼 玉		山崎 政和	埼 玉
	稲積 重雪	富 山		稲積 重雪	富 山
	松田 正己	滋 賀		松田 正己	滋 賀
理 事	磯見 秀喜	北海道	理 事	磯見 秀喜	北海道
	伊東 幹雄	千 葉		伊東 幹雄	千 葉
	佐藤 節子	神奈川		佐藤 節子	神奈川
	峠 テル子	愛 知		峠 テル子	愛 知
	堀 要	岐 阜		堀 要	岐 阜
	前 晴夫	和歌山		宮後 弘満	兵 庫
	香川 勝	香 川		香川 勝	香 川
事務局長	谷本 治	愛 媛	事務局長	谷本 治	愛 媛
監 事	山本 又三	東 京	監 事	山本 又三	東 京
	宮後 弘満	兵 庫		吉田 穂積	京 都

## 第4号議案

### 平成29年度運動方針及び事業計画（案）について

はじめに

青少年育成国民会議が解散して8年が経過し、全日本アド連結成21周年を迎えた。

人間であれば成人に達し、社会的責任を自覚して、自主独立の歩みが求められる世代となった。何時までも国民会議の影を慕っていることはできない時を迎えています。

社会は急激に変化を続けており、その社会を写す鏡が青少年であるが、様々な問題が指摘されている。これら次代を担う青少年の問題は我が国の将来に係ることであり、この解決が国民的課題と言われる所以でもあります。

その為、全ての国民を挙げて取り組むべき課題であり、我々が、青少年健全育成基本法の制定や国民運動の再興を強く願う理由がここにあります。

全ての国民は、青少年が社会の一員として、自分の未来について夢と希望を持ち、地域の未来を創造し、国の在り方を見つめて、その実現を目指して努力する心情を育て、それが実現できるような環境づくりを進めていく義務と責任があると考えます。

我々は、育成運動が目指してきたものと運動の経過を踏まえて、青少年の現状と課題を明らかにし、我らアドバイザーの役割を再認識しながら、今後、新たな育成運動を展開するため、この運動方針と事業計画を定めるものであります。

#### 1 青少年育成の基本目標

青少年は日本の希望である。日本の明日をにない、世界の将来を築くものは青少年である。青少年が健康な身体をもとに、広い視野と正しい見識を培い、豊かな情操と高い徳性を磨き、その能力を十分に発揮し、有為の人として成長することは青少年自身の誇るべき課題であるとともに、国家、国民の大きな責任である。

- 1、 青少年が次代の日本をになうものとしての誇りと責任とを自覚し、その輝かしい未来を自らひらき希望に満ちて生きるよう。
- 2、 親や青少年を指導する立場にあるものはもちろん、一般国民がその姿勢を正すとともに、青少年問題についての関心を高め、積極的に青少年の育成につとめるよう。
- 3、 政府および公共団体の青少年施策の強化を求めると同時に、これに協力して十分にその効果をあげるよう

青少年育成アドバイザーは、この目標に向かって運動することを基本とします。

## 2、現状の認識と課題

### (1) 青少年を取り巻く社会

①経済最優先の競争社会～人間の生き方が経済中心となり、お金の為に働く社会であり、常に緊張して頑張り続けるフル・マラソンの世界で、当然に勝者と敗者が出ることになる。～常に競争があり、ゆとりの無い非情で過度に疲労することから、社会規範・倫理・人間性喪失の社会となっています。

②自由・平等・平和を理念とする民主主義社会。～自由と民主は個人尊重の社会。個人尊重は個人中心となり、時に利己的になる。協働・協力を欠き、共同体社会をこわして、孤立した個人生活中心の社会となっている。～家庭・地域社会・コミュニティーの崩壊した社会となっています。

③国際化・情報化・技術化社会～激しい競争の中で高度に発達を続ける社会であり、長所と短所が複雑に入り混じった社会となり、非常に危険性をはらんでいる社会でもあります。

④少子・高齢化・過疎化（都市集中）・核家族化社会～活力が失われ、幸福追求（国民福祉向上）に逆行する課題山積の社会となっています。

⑤これら社会の強い影響を受けるのが青少年であり「青少年問題は社会の鏡」と云われる所以でもあります。

### (2) 青少年の現状

2000年代から少子高齢化、高度情報通信化、経済のグローバル化、格差の増大など目立ち始め、貧困の連鎖も明らかになり、家庭生活や地域コミュニティーが大きく変化しています。

この影響を受けて、青少年においても、規範意識の低下、問題行動の多様化、社会性の未熟、親子関係の希薄化、虐待や携帯ネット被害の増加、発達障がい児の増加、ニート・引きこもりなど自立できない若者など様々な問題が生じ、幼い命が奪われたり、いじめを原因に、自ら命を絶つ青少年もあり、憂慮すべき傾向が見られ取組むべき課題が多くあります。

### (3) 組織の現状

青少年育成アドバイザーは旧（社）青少年育成国民会議が行った通信教育事業の修了者及び全日本アド連養成事業で所定の課程を修了し、本会が認定した者で組織した、青少年育成運動の中核的役割を果たそうとする団体であります。

今日、青少年育成アドバイザーは、調査によると1,300余名の方々が都道府県アドバイザー組織に加入し活動をしているが、多くは青少年育成アドバイザーと言うより他の団体や役職で活動している人がいて、組織的な独自活動が弱いのが現状である。一方、退会を申し出る組織が出たり、認定されていても参加していた団体や立場から退いたり、高齢化等により、組織の弱体化や組織の存続が危ぶまれているところもみ

られます。

しかし、養成講座によって、新しい会員を仲間に入れた県アド会は、会員数が増え、活性化が生まれ、活躍している組織が増えつつあり今後が期待されます。

#### (4) 青少年育成運動の経過

国民運動の目標を実現するため「伸びよう 伸ばそう 青少年」を合言葉に、家族の絆を強くするための「家庭の日」の制定、「大人が変われば 子どももかわる」をスローガンに一般国民がその襟を正して育成運動に参加するとう提唱、地域のこどもは地域で育てることをめざして「地域のおじさんおばさん運動」を提唱し、「あいさつ・声掛け運動」も推進してきた。各県も青少年を見守る運動の中で「少年を守る店」を指定して非行化防止にも取り組んできました。しかし、長年運動を継続する中で、マンネリ化を生じ、掛け声だけに終わっている所も見受けられます。

これらの状況を把握し、見直しながら、より成果の上がる運動に発展させていかなければなりません。

更に、基本目標の実現を目指すため「人づくり（我づくり）を積み上げて、町づくり・国づくりを」のスローガンに則り、地方創生が国家的課題となっている今日、地域の未来を担う、青少年の育成を中心に据えた町づくり・国づくりを進めることが重要な課題であると考えます。

#### (5) 青少年育成アドバイザーの役割

私達は、青少年が社会の一員としての自覚を高め、逞しく生きる力を育てる為、青少年の地域活動を支援すると共に、健全な育成に相応しい社会環境の醸成に努める責務を担っています。その為、絶えず自己研鑽に励み、地域社会に信頼される存在として、育成運動の中核的役割を果たさなければなりません。

その為、本会の基本目標の実現を目指し、運動の重点方針や決定事項の実践に努めるほか、次のとおり役割を担っています。

- ① 「子どもが伸びるチャンスを活かす運動」の提唱・推進を図ること。
- ② 青少年育成県民会議を始め市町村青少年育成組織を支援し運営基盤づくりや青少年育成に関心の高い町づくり・国づくりに力を注ぐこと。
- ③ 青少年育成活動組織にかかわり計画、準備、調整、参加者の募集などの、プログラムの実施に関わること。
- ④ その他、育成課題解決のため行政や関係団体との連携を図ること。

#### (6) 青少年育成アドバイザーの養成

全日本アド連の行う青少年育成アドバイザー養成は本会の根幹にかかわる事業で、認定・登録されたら各県アド連に加入し、さらに研鑽することを前提して過去4回、内閣府や全国青少年育成県民会議連合会や主管アド連の県・教育委員会等の後援をいただき実施してまいりました。現在71名の方々が認定されて活躍しており、27年度は35

名 28 年度は 38 名が養成講座を受講され、認定申請を受け付け中であります。

全日本アド連では 27 年度から、今までの反省と検討結果を踏まえ、入門編（入門コース）・認定編（全日本コース）の 2 段階で養成を図ること決定し、既に実施しています。

まずは私たちの仲間を増やすため、ブロックや各県での地域課題やアドバイザーとしての基礎的な学習をする機会をつくることを奨励・支援して、（仮称）初級アドバイザーの養成に努め各県の会員拡大に努めます。

これによって、全日本コースの受講希望者を増大することに努め、修了者は認定審査会を経て青少年育成アドバイザーとして認定し、後継者の養成を行うことが必要と考えます。

### （7）子ども・若者育成支援推進法との関係

また、平成 22 年 4 月「子若法」が施行され 7 月に「子ども若者ビジョン」策定され、国と地方公共団体の責務の基に課題解決の方策が進められてきました。平成 28 年 2 月には新たな大綱が決定されました。全ての子供・若者の健やかな育成にも力が注がれ、新しく①子供・若者の成長を支える担い手の養成②創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援、が加わり、私達の育成運動と深く関わっています。

大綱の改定に伴う内閣府や地方行政の取り組みを見ながら我らもこれに参画していくことが重要です。支援を必要とする子ども・若者に対する「地域活動の支援」や「居場所づくり」にも引き続き力を注ぐ必要があります。

また、この支援法の上位に位置する形で青少年育成の基本理念を盛り込んだ「青少年健全育成基本法」の制定が検討されています。一昨年から、関係国会議員に制定要望活動を行っていますが、その後の状況・内容を把握しながら、より一層取り組みを強化し、県民会議等連合会や制定を要望する他団体と連帯を強化しながら、引き続きその成立を目指すための運動を推進します。

## 3、重点運動方針

青少年問題の現状と課題を踏まえ、社会の一員としての自覚を高め、逞しく生き抜く力を身に付けた青少年を育成する為、新しい運動への取り組みを啓発しその実践に取り組みます。

- （1）組織を強化して、情報を共有し、実践力を高めます。
- （2）「子どもが伸びるチャンスを活かす」運動の奨励・推進を行い、力強く実践します。
- （3）各都道府県・市町村民会議等の青少年育成運動に参画しその活性化を図ります。
- （4）青少年健全育成基本法の制定運動を強化し、関係諸団体との連携を図ります。

### {具体的な内容}

- （1）組織を強化して、情報を共有し、実践力を高めます。



1) アドバイザー自身の活動を見直します。

① 自分にとってアドバイザーとはどのような存在なのか、自分はアドバイザーとして何を実践しているのかを見つめ直し、自分に占めるアドバイザーとしての位置を高め、活動の優先順位を高めます。

アドはボランティア活動であり、自分にできる時に・出来ることを、自ら進んで行う、ことを原則としています。その為に、先ず職業、次に公的な役職、その次が順位の高いボランティア活動、その中のアド活動、といった優先順位になり、往々にしてアド活動の優先順位が下がっています。我らアド活動は職業を通じても参加できるものであり、公的な役職を通じても参加できるものであります。

先ずは、自分の中に占めるアドの位置を高めます。これを自覚する為にも、先ずは、優先してアド関係事業や会議に参加すると共に名刺に「青少年育成アドバイザー」を印字し、自己アピールをします。アド共通の台紙を活用します。(HP パスワードは adomeishi201608)

② 所属する都道府県アドの活動は「このままで良いか」との視点で、現状を見つめ直し、運動の活性化に努めます。先ずは、年何回の集まりがあるか？どのような活動をしているかを点検し、都道府県単位のアド連としての活動・事業の推進に努めます。

・各県一強調運動の推進～各県アドが最も力を入れる運動を一つ決める

③ 全日本研究大会や各ブロック研修会で活動事例の発表機会を設定します。

④ NPO 法人化に関する課題である、役員・事務所・職員・財源・更に、具体的な事業の取り組みなど、どのようにすればNPOの法人化が可能となるか、前向きな検討をさらに深めます。

2) 事務局体制を拡充して情報網の強化を図ります。

組織の要は事務局にあります。全日本と各ブロック・各県との迅速な連絡と連帯を強化する為、日常的な情報の交流を緊密にすると共に、事務局会議を開催します。

①全日本は各委員会に事務担当を置き、委員会の内容を把握・記録して事務局や広報担当に情報提供します。

②各ブロック事務局長は、ブロック内の都道府県事務局と連携を密にして、状況把握をし、全日本事務局や広報担当に情報提供します

③全日本は各委員会事務担当・各ブロック事務局長との事務局会議を開催します。

3) 各専門委員会を改組し、行動指針を作成し、その実践に努めます。

運動や組織にどのような課題があるのか、自ら「このままで良いか？」の視点に立って、検討することが必要です。従来3つの専門委員会を改組して設置し、その結果を理事会に報告し、その決定に従い具現化を図ります。

各委員会に正副委員長と事務担当を配置し、委員は理事及び有志で構成します。

(総務委員会)

アドバイザーが活発な活動を展開する為の方策を検討し、その結果を理事会に報告して運動方針や事業計画に反映させます。

- ① 青少年問題を把握し、その解消に向かって、全日本アド連は何を成すべきか、その行動指針の検討をします
  - ・「子どもが伸びるチャンスを活かそう」運動の具体的な進め方
  - ・関係する育成団体との連携の在り方
- ②市町村民会議・県民会議・県民会議等連合会に果たすアドの役割を検討します。
  - ・具体的な参画方法
- ③NPO 法人化に関する課題～役員・事務所・職員・財源・更に、具体的な事業の取り組みなど、NPO の法人化への課題解決の方策の検討をします。
- ④活動に必要な財源の確保を検討します。
- ⑤規約の再検討をします。
- ⑥今年度の次の事業計画を担当します
  - ・養成委員会、広報委員会の担当を除く、総会決定事項の推進。実施状況の把握。

(後継者養成委員会)

アドバイザー養成講座を実施し認定審査を行い、後継者を増やして組織の拡充に努めます。

- ①各ブロック・各県で仲間を増やすための、入門講座(入門コース)の開催奨励支援。  
入門講座開催県は隣県の仲間や県民会議等へも周知し、参加者の確保に努めます。
- ②入門講座が開催できない組織の為に、通信教育制度を創設し、実施方策を検討  
検討事項～募集方法、テキストの作成、レポート審査方法の検討、修了者の活動方法など
- ③認定のためのアドバイザー養成講座を実施します。
- ④アドバイザー養成を安定的に継続して行うため、財源と開催会場確保方策の検討をします。
- ⑤未加入組織や有資格会員の加入促進方策の検討をします。
  - ・各ブロック内の各県の現状把握
  - ・隣県やブロック内組織の交流促進

(広報委員会)

認知度が低いと云われる我らの運動(活動・事業)を広報して、育成運動の発展を図る為に、ホームページを積極的に活用すると共に、啓発資料や周知徹底方策を更に検討します。

- ①各ブロック及び各県アド事務局との連携を緊密にし、情報収集してHPに公開します。
- ②活動事例を発表する機会をつくり、この発表をHPで公開し、これを活用してアド紹介資料（パンフレット）や活動事例集の発刊を行います。
- ③啓発資料作成資金をどのように確保するかを検討します。
- ④アド連だよりを継続して発刊します。
- ⑤今年度の次の事業を担当します

5、事業計画の2）広報・啓発活動と組織網の活用の項で計画した各項の事業

(2)「子どもが伸びるチャンスを活かす」運動を継続して推進します。

・スローガン～「子どもが伸びるチャンスを活かそう」～家庭で地域で住んでる町で～子ども達が、家庭・地域・社会の一員としての自覚を高め、進んで役割を見つけて実践するよう支援することを、育成運動の重点とします。(運動要旨は別紙添付の趣意書のとおり)

(3) 各都道府県・市町村民会議等の青少年育成運動に参画しその活性化を図ります。

1) 市町村民会議に参画し、運動の見直しと活性化を図ります。

- ①先ず、アド自身が市町村民会議に参画し、行動を共にしながら、組織・活動の現状を把握し、課題を見つけます。
- ②社会の一員として、逞しく生きる力を育てるために・・・「子どもが伸びるチャンスを活かす運動」の提唱・推進します。
- ③「ありがとう一日100回運動」の提唱と実践をします。
- ④従来からの組織・運動を「このままで良いか」との視点で見直し活性化方策の提案に努めます。

2) 県民会議にアド連(協)として参画し、連携を強化して、見直しと活性化を図ります。

- ①先ず、全日本アド連の総会資料を持参・送付して、理解と協力をお願いし、連携を深めることに努めます。また、相互にHPにリンクできるように要請します。
- ②県民会議の諸事業に参画し、組織・活動の現状を把握し、課題を見つけます。
- ③社会の一員として、逞しく生きる力を育てるために・・・「子どもが伸びるチャンスを活かす運動」の提唱・推進します。
- ④「ありがとう一日100回運動」の提唱と実践をします。
- ⑤従来からの組織・運動を「このままで良いか」との視点で見直し、活性化方策を提案します。
- ⑥県民会議等連合会への加入を奨励・推進します。

(参考～未加入県)(H29:3月現在)

青森県・山形県・福島県・埼玉県・千葉県・東京都・新潟県・静岡県・神奈川県・

山梨県・富山県・石川県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・島根県・岡山県・広島県・徳島県・香川県・愛媛県・佐賀県・熊本県・大分県（26 府県）

（4）青少年健全育成基本法の制定運動を強化し、関係諸団体との連携を図ります。

青少年の育成は国家的な義務であり責任であると考え、その基本理念と推進方策を立法化して、国並びに地方自治体が大綱や具体的施策を計画化し、国民運動として取り組むことが不可欠であると考え「基本法」の制定運動を進めてきました。今後も次のとおり、より一層力強く推進していきます。

1) 独自の運動を強化・継続します

①国会議員へ要望書と提出し、その必要性和理解を訴えます。

その為、各都道府県単位でアドが所属する地域の国会議員への要望書を提出します。

（要望書は別紙のとおり。各都道府県会長名を記載し、全日本と連名でも可）

提出方法は、議員本人に説明の上手渡しして要望することが一番ベターですが、困難な場合は秘書でも、又は郵送でも良い。

②アド会員として、要望書又は制定要望のハガキを国会議員へ送ります。（差出人はアド会員の個人名又は、都道府県会長名。ハガキ文案は別紙のとおり）

③地方自治体への理解を進めるため、地方議会議員（都道府県・市区町村）への要請を行います。必要があれば「地方議会への陳情書」提出を検討します。

2) 県民会議等連合会との連携を強化します。

①未加入県民会議へ加入の働きかけをし、加盟県の拡大に協力する

②共に「青少年健全育成基本法」の成立を目指すための働きかけを強めます。

3) 関係する他団体との連携を図り、共同して運動の推進を図ります。

青少年の健やかな成長を願って、様々な団体が運動を展開しています。基本法の制定要望を中心課題として、私達アド養成講座を後援して下さる団体を始め、青少年育成の町づくりを目指す団体など可能な限り他団体との連携を図り、国民運動の再興に努めます。

4) 地方では解決のできない青少年問題を国家的な取り組みで解決できる方策を検討します。

①青少年育成関係団体との連携を図り、相互協力の方策を検討します。

（例）

- ・法律の制定。国が育成大綱や計画書をつくること
- ・少年団体・青年団体の育成援助の施策を講じる事
- ・スマホ問題の解消方策を検討する事
- ・各会員・組織の意見を全日本で集約し、要望運動を行う（全日本の存在意義に繋がる

地方組織ではできないこと)

これらは、県民会議連合会と連携した活動内容とできるよう働きかけることも重要でしょう。

#### 4、地域育成課題の取り組みと運動の継続

青少年健全育成をするために各地域で様々な問題や課題があり、青少年育成に携わる広範な関係者と連携して引き続き強力に取り組んでいきます。

##### 1) 隣のおじさんおばさん運動

「地域の子どもは地域で育てる」で身近な行動は、自分の周りの青少年と親しくなることにあります。そのために挨拶や良いことをしていたら褒める、悪いことをしていたら叱るといったコミュニケーションを深めていきます。

##### 2) 子ども・若者の居場所づくり

子ども・若者が気軽に集い話し合える場が少なくなり、自宅でケータイ・スマホ・ゲームなどにはまりこむ傾向があります。また、コミュニケーションの能力の希薄化が課題となっています。古民家や空き商店街、公民館や交流館等できるところで居場所を考えていきます。

・事例の様子をHPや「アド連だより」で紹介

##### 3) ケータイ・スマホのネット被害から子どもを守る運動

スマホが高校生から、中学生、小学生へと広まりつつあり、SNSアプリの進化は、いじめ、犯罪被害、依存症などさまざまな問題が顕在化しその対策が急務となっています。とりわけ買い与える保護者の役割は大きく、保護者がネットの危険を理解し注意、指導、見守りのペアレンタルコントロールの営みを深めていく必要があります。

そのため、ネット社会が青少年に及ぼす影響を啓発し、ペアレンタル・コントロールの必要性を訴えるため、紙芝居で啓発する用具を貸出します。必要があれば指導者を派遣し、開催地のアドと共に実践します。この実践は会員の直接活動を促し、組織の活性化に繋がります。アド個人の活動でも、各ブロック又は県アドの事業や研修会でも、実施の機会をみつけて、気軽に連絡ください。

(連絡先～事務局または、広報委員長～峠 テルコ愛知県アド協会長)

#### 5、事業計画

本会は活動方針のもとに、次の事業により全日本アド連活動を展開します。

##### 1) 会議の開催

①総会ならびに研究大会

期日 平成29年6月25・26日

場所 岐阜市

また、次期開催予定ブロックの計画をする。

30年（東北・北海道）・31年（中国・四国）

32年（近畿）33年（関東・甲信越）・34年（東海・北陸）・

・この間に九州が復活すれば、九州と協議の上、開催する・

## ②理事会の開催～年3回開催

第1回～内閣府主催中央研修会終了後～29年11月28・29日～青少年総合センター。

第2回～養成講座開催期間中～30年2月24日～青少年総合センター

第3回～総会直前30年6月。北海道・東北ブロック

## ③役員会の開催～

必要に応じて開催するが、一回は平成30年4月アド認定審査会に併せて開催

## ④専門委員会の開催～理事会・役員会に合わせて3つの委員会を開催する。

また、各所属の委員同士が日常的な情報・意見交換を行い、委員会の検討結果を理事会に報告し、理事会の合意を経て総会に提案し組織決定を行う。

## ⑤事務局会議の開催～理事会・役員会に併せて、各ブロック事務局長と各専門委員会事務担当との合同会議を開催

## ⑥その他～各ブロック総会・研修会、各都道府県総会・研修会への役員派遣。

上記会議・研修会に活動事例発表の機会を創るよう奨励する。

各ブロックは、ブロック内の各県事務局との会議開催に努める

## 2) 広報・啓発活動と組織網の活用

### ①会員バッチとロゴマーク入りの名刺の活用

会員意識の昂揚と連帯感を強めるため、20周年を記念してのカラーの会員バッチを作成する。また、同一様式の名刺を活用して、アドバイザーの認知度を高めることとし、これらの活用を推奨する。

バッチ1,500円。名刺台紙～HPからダウンロード（パスワード adomeishi201608）

又は広報委員会へ申し込む（台紙・印刷代で100枚が1,800円）

### ②「ありがとう」運動缶バッチ・シールの作成と活用

「ありがとう一日100回運動」を会員自ら実践するため、缶バッチ・シールを頒布し、その自覚と啓発活動を推進する。また、アド事業で啓発して活用する。

シール（小）5枚組 10円。シール（大）1枚100円。缶バッチ1個50円。

### ③のぼり旗の作成と活用

20周年を記念して作成した、のぼり旗を各県アドの希望に応じて頒布を行う。本会事業ほか各ブロック・県での活動の際に活用して士気高揚と啓発を図る。（見本はHPに掲載・現物は大会会場掲示～1本3,000円）

### ④「全日本アド連たより」の発行

全日本の活動他、各県やブロック活動の報告、事業のお知らせ、参考になる提言、

会員の声などの情報を提供し、広く活動を紹介するため、年3回発行し、ホームページにも掲載する。

#### ⑤全日本アド連ホームページの活用

運動方針や事業計画、事業予定や参加者募集、活動の報告、主張、提言、他各県・ブロックの情報もあわせて掲載して、ページの充実をはかり、情報の共有化と運動の活性化に努める。

各ブロック及び各県の担当者は下記アドレスに情報・資料を提供する。

・山本会長～e-mail: [kunihiko-yamamoto@ncn-k.net](mailto:kunihiko-yamamoto@ncn-k.net)

・香川情報担当～e-mail: [kagawa@ayauta.net](mailto:kagawa@ayauta.net)

清水広報委員会事務担当～e-mail: [jyoshin011@gmail.com](mailto: jyoshin011@gmail.com)

・谷本事務局長～e-mail: [higenyabi2451@mc.pikara.ne.jp](mailto:higenyabi2451@mc.pikara.ne.jp)

(広報担当者は可能な限り、情報収集・提供活動を行うこと)

#### ⑥情報連絡網の整備と活用

昨年度整備した組織表を活用して、連絡体制の強化を図る。

全日本理事会・総会・研究大会、各ブロック総会・研究大会、などの機会を活用して、意思疎通の緊密化を図ると共に、事務局会議の機会を創って開催する。

また、各ブロック・県の総会資料を提供頂くと共に、各種の活動を事務局や広報担当に情報提供をし、可能であればホームページに掲載して周知する。

各県の会員名簿を作成し、ブロック・各県・各会員との情報交流を緊密にして、組織に活力を生み出すよう努める。

#### ⑦アド運動啓発資料の作成を検討する

全国の活動事例を把握して、事例集の作成や啓発パンフレットの作成を検討する。特にHP掲載の活動事例を資料化することに取り組む。

### 3) 後継者養成講座の開催

#### ①入門講座の開催支援

後継者養成委員会が中心となって、各県・ブロックで仲間を増やすための、入門講座に講師を派遣しその開催を支援します。(開催ブロック・県は隣県へも募集を行う)

#### ②全日本アドバイザー養成講座要項により次のとおり養成講座を実施する。

そのため、後継者養成委員会で開催要項を協議・決定して開催し、認定審査委員会の審査を経て、認定します。

と き 平成30年2月23・24・25日

ところ 国立オリンピック記念青少年総合センター

#### ③認定審査委員会の開催

と き 平成30年4月 日

ところ 国立オリンピック記念青少年総合センター

### 4) 青少年健全育成基本法の制定要求運動の継続

- ・連携できる関係団体を探し、連携した運動の展開を検討する。
- ・各都道府県アド連は、所属都道府県選出の衆参国会議員（自民党の全議員）に要望書を持参又は郵送する。（要望書は別紙添付のとおり）
- ・各アドバイザーはハガキによる要望活動を実施する。（別紙添付ハガキにより）
- ・可能な都道府県アド協は、県・市町村議会への議会議決要請を行う

#### 5) 各県・ブロック研修会への講師・指導者の派遣

アドの実践活動奨励と会員意識高揚を図ることを目指し「ネット被害から子供を守る運動」として、出前紙芝居による啓発活動を行う。可能な限り開催希望の所に指導者を派遣し、実技並びに指導を行う。

また、各県・ブロックで養成講座他育成運動に関する研修会を開催する際に、必要であれば、本会役員を派遣し、運動を啓発・推進する

#### 6) 表彰を行う

本会及び加盟団体の発展に寄与した個人を各加盟都道府県1名程度、総会において表彰する。

又、(社)日本善行会の個人表彰(成人)も5~6名、青少年(2団体)の推薦も行う。

#### 7) アドバイザーを支援する有識者会議の開催

と き・・・理事会、又は研究大会にあわせて・・・

ところ・・・未定

予定有識者～・萩原 元昭・久田 邦明・福留 強 ・上村文三

・多様化、専門化する青少年育成課題に対応するためアドバイザーに協力的な専門家による支援会議をつくり意見やアイデアを得ていきます。

・青少年育成に造詣が深く協力的な講師助言者をリストアップし要請があれば紹介します。

#### 8) 内閣府など関係機関事業への積極的参加

##### ①中央研修会への参加

と き 29年11月27(月)・28(火)日

ところ 国立オリンピック記念青少年総合センター

##### ②各ブロック研修会への参加

・北海道・東北ブロック研修会

と き 平成29年10月11日(水) 10:00~15:00

ところ (青森市) 青森国際ホテル~青森市新町 1-6-18

・中部ブロック研修会

と き 平成29年9月21日(木) 10:00~15:00

ところ (岐阜市) じゅうろくプラザ~岐阜市橋本町 1-10-11

・関東甲信越ブロック研修会



とき 平成29年9月4日(月) 10:00~15:00

ところ (新潟市) 新潟ユニゾンプラザ~新潟市中央区上所 2-2-2

・近畿ブロック研修会

とき 平成29年9月11日(月) 10:00~15:00

ところ (神戸市) パルテホール~神戸市中央区下山手町 4-16-3

・中国・四国ブロック研修会

とき 平成29年10月26日(木) 10:00~15:00

ところ (鳥取市) とりぎん文化会館~鳥取市尚徳町 101-5

・九州・沖縄ブロック研修会

とき 平成29年10月2日(月) 10:00~15:00

ところ (熊本市) くまもと森都心プラザ~熊本市西区春日 1-14-1

③その他、関係事業への参加

・青年リーダー研修会

とき 平成30年1月29~31日(月~水)

ところ 国立オリンピック記念青少年総合センター

## 第5号議案

### 平成29年度会計予算（案）

#### 収入の部

単位：円

科 目	29年度予算額	28年度予算額	増 減	付 記
会 費	150,000	141,000	9,000	28県×3,000=84,000、過年度未納金63,000（岡山・山口・石川・高知）賛助金3,000
繰 越 金	8,221	23,562	△17,841	前年度繰越金
グッズ代金	100,000		100,000	
そ の 他	48,279	48,438	△159	寄付金、利子等
合 計	304,000	213,000	91,000	

#### 支出の部

単位：円

科 目	29年度予算額	28年度予算額	増 減	付 記
会 議 費	40,000	40,000	0	役員会・理事会・有識者会議
事 業 費	50,000	50,000	0	
事務費	25,000	25,000	0	インク、用紙、原紙、封筒、賞状筒 他
通信費	25,000	25,000	0	切手、はがき、宅急便
旅 費	30,000	30,000	0	講師・役員旅費補助
HP維持費	48,000	48,000	0	ホームページ維持費
グッズ購入費	100,000		100,000	
返還金	10,000		10,000	事務局長に
予 備 費	26,000	45,000	△19,000	
合 計	304,000	213,000	91,000	

## 【特別会計】

## 平成29年度青少年育成アドバイザー認定特別会計予算書(案)

## 収入の部

(単位円)

科目	29年度予算額(A)	28年度予算額(B)	増減(A-B)	付記
アド認定登録料	240,000	240,000	0	30人×8,000円(28年度受講者)
繰越金	89,676	22,198	67,478	
その他	1,000	1,000	0	利子その他
合計	330,676	263,198	67,478	

## 支出の部

(単位円)

科目	29年度予算額(A)	28年度予算額(B)	増減(A-B)	付記
会議費	20,000	20,000	0	
事務費	25,000	25,000	0	コピー用紙・プリントインク代等
通信費	25,000	25,000	0	切手、レターパック
旅費	50,000	100,000	△ 50,000	委員交通費
次回開催費	0	50,000	△ 50,000	平成28年度アド養成講習会
バッジ特別会計	195,000	0	195,000	バッジ購入費
予備費	15,676	43,198	△ 27,522	
合計	330,676	263,198	67,478	

## 平成29年度青少年育成アドバイザー講習会特別会計予算(案)

## 収入の部

(単位円)

科目	29年度予算額(A)	28年度予算額(B)	増減(A-B)	付記
1 前年度繰越金	107,352	50,000	57,352	※28年度は開催費
2 参加費	1,560,000	1,440,000	120,000	受講料等10,000×80人=800,000、宿泊費 4,000×70人=280,000、食事・交流会6000× 80=480,000
3 寄付金その他	5,000	5,000	0	利子
合計	1,672,352	1,495,000	177,352	

## 支出の部

(単位円)

科目	29年度予算額(A)	28年度予算額(B)	増減(A-B)	付記
1 通信費	63,000	83,000	△ 20,000	アド連360×28=10,080、県民会議360 ×47=16,920、東京都内205×60=1 2,300、参加者82×80人×2回= 13,120等郵送案内、その他10,580円
2 会場費	60,000	138,100	△ 78,100	オリセン
3 事務費	60,000	65,000	△ 5,000	コピー用紙、封筒、名札、記録写真、イン ク代等
4 講師及び助言者費	340,000	360,000	△ 20,000	40,000円×7人=280000、協力者 5,000×12人=60000
5 印刷費製本費	150,000	110,000	40,000	要項、資料集、レジュメ印刷製本
6 宿泊費	269,500	196,000	73,500	3,600円×70人=252,000、講師用 17,500
7 食糧費	492,000	379,000	113,000	食事6回・交流会6000×82= 492,000
8 会議費	30,000	40,000	△ 10,000	打合せ費と資料代
9 旅費	117,500	80,000	37,500	講師・協力者等交通費
10 雑費	55,000	0	55,000	保険40,000、幟、看板等
11 予備費	35,352	43,900	△ 8,548	
合計	1,672,352	1,495,000	177,352	

## 【青少年育成アドバイザーバッジ特別会計】

平成29年度予算(案)

借入金(支出)の部 (単位円)

項 目	金 額	付 記
アドバイザーバッジ制作費	395,000	300個作成、峠理事立替金作成
合計	395,000	

返済金(収入)の部

項 目	金 額	付 記
供託金	50,000	各ブロック 10,000 × 5
アド認定特別会計より	195,000	1,500円 × 130個
バッジ販売(個人)	150,000	1,500円 × 100個
合計	395,000	

※H28年度総会で作成方針が決まり、理事会で借入して作成することが承認されたため制作費としてH28年度に峠テル子理事より395,000円借入作成。

※バッジ販売で計画よりたくさん売れた場合は①供託金を返し(7個分として購入可)②全日本アド会計のその他収入へ繰り入れるの順とする

「ありがとう一日100回運動」

「子どもが伸びるチャンスを活かす運動」の活動事例発表

全日本青少年育成アドバイザー連合会

会長 山本 邦彦（法名 邦道）

## 1、ありがとう 運動の経過

### 1) きっかけについて

- ・人はみな幸せを願って生きている。・子供も大人も
- ・仏様は全ての人が幸せな生涯を生きる為の生き方を教えている。・仏教。・
- ・私の得度・比叡山延暦寺行院の厳しい修行で得たもの。・
- それが「全てに感謝できる」人になること。・仏道・求道。・生涯修行。・極楽。・
- ・年賀状で、私が「ありがとう」運動を始めたことを宣言
- ・鳥取県アドバイザーの運動にしよう。・と清水提案・故菊澤さん他賛成。・

### 2) 趣意書づくり～清水成真さんの原案を私が加筆修正して作成～（別紙のとおり）

- ・青少年育成運動に通じている～家族が幸せ・子どもが幸せ。・心身共に健全に育つ
- ・不平不満・小言や愚痴。・果ては思うようにならないので叱る・怒る
- 何故？・良く考えてみると、自分を中心に行っている。自分の価値判断で言葉に出している。・
- 相手には別の考えがあり、別の価値判断があることに気付いていない。
- ・素直に心からの「ありがとう」が言える自分は「幸せ」。・せめて一日100回云える自分になれたら、何と幸せな事か
- ・「ありがとう」に囲まれて生きる・育つこと程、幸せなことは無い。・認知。・
- （人間は他人に「認められたい」という、欲求・本能がある）
- ・「ありがとう」は幸せを運ぶ魔法の言葉。・である。

### 3) 文字が大切～込められた思いが文字に表れている。文字で思いが伝わる。

鳥取県の書道第一人者（書道連盟会長・鳥取市教育委員長・弥勒寺住職）

### 4) 自己啓発と周辺へのアピールの為、啓発シール（大～ステッカー。小～切手

シール）の作成

- ・資金は協賛としてシールに寄付者氏名を掲載

### 5) 三朝町・湯梨浜町と2つの青少年育成町民会議が運動に協賛して提唱。

## 西上先生も・・・

- ①講演会～私が講師で＝三朝町民会議 総会で、この運動を始めるにあって  
＝湯梨浜町でも町民会議総会で基調講演として
- ②シール作成配布 ③後に三朝町は缶バッジ作成配布・啓発
- ④中四国アド総会でもシールと趣意書を配布して紹介

## 6) 全日本の取り組みへと発展

啓発グッズの作成①シール（大・小）②缶バッジ作成頒布 ③のぼり旗の作成頒布  
運動の推進者が本当に「自分が変わり、本当にしあわせを実感することが、一番重要」  
～大人が変われば子どもも変わる～つまり、自分が変わる運動の定型的なテーマである

## 2、子供が伸びるチャンスを活かそう運動

### 1) きっかけについて～趣意書に記載のとおり～

- ①私が、会長に就任するのであれば・・・

50年の国民運動の原点に立ち返り

運動の目指してきたものを考え、振り返り、見直し、新しい運動の旗印が必要。

- ②教育は三者が一体となって～家庭教育・社会教育・学校教育～はじめて効果をあげる

・家庭は共稼ぎ、地域の共同体は崩れて、全ての教育を学校教育に一任し、モンスターまで出現

- ③子育ての原点はやっぱり家庭。そして地域。～この教育力の復元が重要

- ④子供の成長発達の重視～伸びよう・伸ばそう・青少年～といったが、子供が本来生まれながらにして持っている伸びる力を、育成運動は重視せずに、大人を中心にした運動ばかりを続けてきた。

～地域のおじさん・おばさん運動。～大人が変われば子どもも変わる～

・・・思案の結果このタイトルに

### 2) 新しい運動の提唱が必要・・・マンネリ化からの脱却を・・・

- ①本来の運動が「伸びよう・・・」の子供中心の運動～今、これが無い

- ②国民会議は「井深 大」会長の時に「育成運動は赤ちゃんから」とした。

- ③都道府県・市町村民会議の運動の見直しが必要で、全日本アドの方針にもあげている。

- ④家庭・地域の教育力の低下を承認して、何もしていない・役割を果たすことが不可欠  
・家庭・地域の教育力の復元が極めて重要

### 3) 全日本アド連の新しい旗印として、26年度理事会に協議し、

- 27年度和歌山大会の運動方針にあげた。・ ・
- ・全日本では啓発のため、封筒ほかのぼり旗を作成。

### 4) 推進方法

- ①鳥取県アド協議会も運動方針にあげて、アド自身のヤル気や推進力を高める。
- ②講演活動で～隣町の湯梨浜町で「子ども会育成会指導者研修会」が家庭教育学級の一環として、開催され、私が講師として呼ばれたので・ ・「子どもが伸びるチャンスを活かそう」のタイトルで講演・運動趣旨説明して取り組みを啓発
- ③県民会議の50周年記念事業実行委員会の中で、50年を振り返り・総括して・見直し・今後の50年の運動を構築する必要を強調。

- ・常任委員会・委員会で、親育てが最も重要であり県民会議の重点課題であることを確認し、幼児期の保護者・教師（保育士）を県民会議会員して運動に参加して頂いた。
- ・未来のこどもへのメッセージを作成～キーワードは「感動」の体験を増やす～50周年記念大会で採択・ ・感動体験は、「チャンスを活かす」で得られると考えている。
- ・県民会議常任委員会に「子どもが伸びるチャンスを活かす運動」趣意書を配布して説明し、県民運動とするよう提案～取り組み方法がすぐには見つからないとして課題となった。・ ・その為、家庭の日の運動見直しとして「家庭の日・こどもと一緒に〇〇しよう」（炊事・洗濯・掃除、ほか食事・スポーツ・遊び・外出）・ ・県民会議の地域活動奨励補助金交付基準に、こどもの参画型事業を優先するよう提案・ ・
- ・ ・継続して推進・注視していく必要がある・ ・

#### ④市町村民会議の運動に加える為

- ・三朝町民会議に県民会議に提案していることを三朝も取り組むよう提案
- ・6月9日の運営委員会・総会で今年度の重点活動に取り上げて、取り組みが決定。

### 5) 今、我らにできること

- ①まず、運動の趣旨・内容をよく理解し、自信と信念をもって啓発・推進する事
- ②私たちアドが、日常的に活動している所属団体（補導員・民生委員・PTA・公民館・老人クラブなどの地域活動）で提唱・推進する
- ③市町村民会議や県民会議の運動に取り上げるよう提案していく。
  - ・「家庭の日」運動の見直しの中で～子どもと一緒に〇〇使用・ ・炊事、洗濯、掃除
  - ・青少年対象の事業で「こども参画型」で企画・運営・反省・行動～PDCA

④キャッチコピー「子どもが伸びるチャンスを活かそう」を、各会員個人が「名刺」に、各都道府県・全日本アアドは「封筒」に掲載して啓発。「のぼり旗」を活用して啓発

## 6) まとめ

### 我らの統一スローガン

- ・我づくりを積み上げて（自己研鑽～ありがとう一日100回運動）
  - ・社会（地域）づくり（青少年育成を中心に据えた町づくり～子どもが伸びるチャンスを活かす運動）
  - ・国づくり（青少年育成は国の義務・責任～青少年健全育成基本法の制定）・・・を
- の中核をなすものであり、重点運動に上げている所以である。

この私の事例発表を基にして、明日の総務委員会・広報委員会で、各都道府県アアドや各会員がどのように実践していくか、各都道府県民会議や市町村民会議への働きかけを含めて議論いただきたく思います。

これが成人に達した全日本アアド連の、自主自立したアアド運動の柱となる

ことを願って、私の発表といたします・・・ご清聴ありがとうございました・・・



## 「ありがとう一日100回運動」推進趣意書

私たち鳥取県青少年育成アドバイザー協議会は、次代を担う青少年の育成は大人の責任であり、国家・社会の使命であるとの考えから「大人が変われば子どもも変わる」を合言葉に「地域の子どもは地域で育てる」運動を続けてきました。

そんな中で、大人の生活を省みて、気がつきました。私たちは一日に心からの「ありがとう」を何回言っているのでしょうか？

サービス業の方をはじめ、職業的に言っている場合を除き、日常生活の中で、心からの感謝の言葉を、どのくらい使っているのでしょうか。

個人が尊重される民主主義と豊かな経済社会の中で、いつしか自分中心の生活が身にしみ込んで、自分の思うようにならないと、不平不満を言ってしまうのではないのでしょうか。

自己主張をするあまりに、自分が悪いのではなく、相手や社会が悪いと思っているのではないのでしょうか。あまりにも自分勝手に生きているのではないのでしょうか。

人間は一人で生きているのでは無く、家族は勿論のこと、職場や地域社会の人々がいないと生きていけないのに、いつしかこのことを忘れ去ってしまっているように思います。

そればかりか、大自然の恵みを受けて私たちの命が生れ、保たれていることさえ忘れてしまい、これらへの感謝の心も無くして、破壊しているのではないのでしょうか。

私たちは、現代社会にある様々な不幸の根源は、感謝の心を失ってしまったことにあるのではないかと考えています。

家族や友達、さらに自分を育て、教え導いてくれる周囲の人たちを敬愛し、天・地・人の恵に感謝し、日常生活の中で、心から「ありがとう」と感謝の言葉が溢れるようになれば、心身ともに健全な青少年の育成が図られ、全ての人が明るく幸福に暮らせる社会が実現すると確信しています。

そのため、先ず私たち大人が、心からの「ありがとう」を言える自分になるため「ありがとう一日100回運動」を提唱し推進する決意をいたしました。

一日に100回、心からの「ありがとう」が言える自分になれば、何と幸せでしょう。

この趣旨に賛同いただき、私たちと一緒にこの運動を推進いただくことを願い、「ありがとう一日100回運動」を提唱します。

全日本青少年育成アドバイザー連合会

## 「子どもが伸びるチャンスを活かそう」運動の趣意書

(この運動を提唱するに至った経過)

私達はかねてから、健全な青少年を育成しようと「伸びよう 伸ばそう 青少年」をスローガンに、子どもの成長に家庭が重要な役割を担っていることから「家庭の日」を設定してその啓発に取り組んできました。また、地域の子どもは地域で育てようと、大人が自ら姿勢を正すための「大人が変われば 子どもも変わる運動」や子ども達に関心を強く持って、挨拶・声掛けを中心にした「地域のおじさん・おばさん運動」を推進してきました。

しかし、長年これらの運動を続けるうちに新鮮さを欠き、マンネリ化してきたために、県民運動発足50周年を迎えるにあたり、運動の経過を振り返り、反省をしながら見直しを行い、これらの運動を土台にした、新しい運動を展開する必要があるとの考えに至りました。

その結果、従来の運動は、大人が中心であったため、子どもが本来持っている「自ら伸びようとする力」を信頼し、それを引き出すサポートを大人（親や保護者ほか）がする、という子供を中心に据えた発想が大切である、との視点に欠けていることに気が付きました。

そのため、「家庭の日」や「地域での活動」を土台にしながら、子どもの成長発達に応じて、子どもが本来持っている「伸びようとする力」を引き出すため、「チャンスを活かす」運動を、新しく県民運動として提唱・推進することが望ましいと考えました。

(趣旨の説明)

子どもは、生まれながらに、自ら健やかに成長しようとする、「伸びる力」を持っています。誕生した時から、日々自ら生きようとする力を発揮しながら成長していますが、その成長のタイミング毎に発達課題があります。その課題を乗り越える為には、その成長の時期・タイミングに合った、親や保護者、周囲の大人の理解と適切な手助け(支援)が必要となります。つまり「子どもが伸びるチャンスを活かす」ことです。

正に「啐啄同時」(そったくどうじ)が重要です。(「啐」は鶏の卵がかえる時、殻の中で雛がつつく音。「啄」は母鶏が、殻を外からつつき破ること。この双方が同時にタイミングよく行われて、雛が誕生すること。)

ちなみに、乳児期には「基礎的信頼感」を身に付けることが課題を云われ、乳児が「安心」した状況のなかで育つことが最も大切とされています。幼児期には「自立感」を身に付ける事が重要とされており、この自立感は基礎的信頼感の上に培われていくものとされています。乳児期に不安感を持って成長していくと、幼児期に自立感を獲得することは難しくなると云われます。このように、児童期・少年期・青年期にも発達課題があり、その都度、適切に乗り越えていくことが大切です

この、自ら伸びようとする成長のタイミングが、「伸びるチャンス」であり、このチャンスを活かして、

#### プロフィール2017（公的機関用）

- ◆ 上水流信秀（かみずるのぶひで）54歳社会科（法律専門）
- ◆ 岐阜大学教育学部社会学科卒業
- ◆ 本巣市立弾正小学校教頭として勤務
- ◆ 小中学校教諭として15年間の勤務の後、平成16年度より4年間（財）岐阜県教育文化財団生涯学習センターに勤務。平成20年度より岐阜県教育委員会教育研修課勤務（課長補佐・指導主事）、平成27年度より現職。
- ◆ 発表論文に、「教育現場のネットワーク化について」・「情報通信ネットワークを用いた教育支援システム」「グループウェアを中核とする校内LANの有効活用」、「グループウェアを利用した、校内LANの有効活用」、「次世代携帯電話の教育への活用」他。
- ◆ 平成10年度より岐阜県・NTTDOCOMOの共同事業「教育における携帯電話活用」を端に、「情報モラル」に関与するようになる。その後、国の改正著作権法、個人情報保護法等ICT関連法の専門委員会に参加、総務省コンテンツアドバイスマーク事業、文部科学省・NTTコミュニケーションメディアフォーラム、平成19年度文部科学省委託事業「情報モラル指導セミナー」専門委員など、「子どもとネットとの関わり」について研究を進めている。
- ◆ 「総合教育センター」では、情報化推進担当として、「情報教育」関連業務、特に「情報モラル教育の普及啓発」を担当する。また、著作権・個人情報保護等に関する業務、平成21年度補正予算学校ICT環境整備事業を担当する。
- ◆ 文部科学省「デジタルテレビ等を利用した番組活用・促進に関する調査研究事業」専門委員、同「情報モラル指導者養成研修検討委員会」専門委員、他総務省、警察庁の各種研究事業等に専門委員として参加。
- ◆ 平成26年5月～岐阜新聞「考えよう！みんなのケータイ・スマホ」連載（毎月第2火曜朝刊）
- ◆ 【参考】
- ◆ 共著「事例で学ぶNetモラル」（三省堂）他
- ◆ 平成15年～文部科学省委託事業：子どもメディアフォーラム運営協議員
- ◆ 平成16年～19情報モラル指導セミナー：専門委員
- ◆ 平成20年～「デジタルテレビ等を利用した番組活用・促進に関する調査研究事業」専門委員、同「情報モラル指導者養成研修検討委員会」専門委員
- ◆ NPO学校教育現場におけるIT化推進研究協議会理事
- ◆ ネットモラル研究会（堀田龍也元文部科学省参与主催）研究員
- ◆ 【講演等の内容】
- ◆ 情報モラル関連（携帯関連問題・児童生徒及び教職員・保護者向の講演）
- ◆ 情報関係法令・権利問題関連（著作権・肖像権・コンプライアンスの講演）
- ◆ 電子黒板・デジタルテレビ・ハイビジョンの教育への活用関連（教育現場への有効活用及び制作業者への指導）
- ◆ 法教育関連（公的教育における「権利・義務意識」の育成について等）
- ◆ 思考力判断力を高める言語活動（宮崎大学附属中における実践研究）
- ◆ 【講演等の実績】
- ◆ 平成25年度～・県内のべ約120カ所県外27カ所・対象児童生徒、教師、保護者、関係企業、大学、政府機関等

発達課題を円滑に乗り越えるために、親や保護者、周囲の大人が適切に関わり合って、子ども達の健やかな成長を手助けしていこうとするのがこの運動です。

(標語～スローガン)

社会の一員として 逞しく生きる力を 育てるために

「子どもが 伸びるチャンスを 活かそう」～家庭で地域で住んでる町で～

(要旨)

このスローガンは、子どもに寄り添いながら、いつも一緒に

「家庭で役割を！地域に出番を！住んでる町で輝く機会を！」

つくることをめざしています。

- ・家庭では、幼児期に「手伝い」を、少年期・青年期には「役割」をもとう(もたせよう)
- ・地域では、季節行事・民俗行事に参画する機会を増やし、地域の大人とのふれあう機会を増やそう・・・青少年の育成を中心に据えた地域づくりを提唱しよう・・・
- ・まちでは、子ども達が輝く機会～ある意味で注目され、感動する機会をつくろう～こどもまつり・こども議会・町の行事に参加など・・・青少年の育成を中心に据えた町づくりを提唱しよう・・・

(具体的な内容)

1) 家庭の中で～家族の一員としての自覚を高めるために

・・・進んで自分の役割を持とう・・・

① 手伝い運動～幼児期には子どもと一緒に作業をし、成長につれて子供に家族の一員としての役割を持たせよう

・・・子どもと一緒に〇〇しよう・・・

(例)・食事をしよう～

- ・掃除をしよう～玄関の掃除や履物揃え。風呂・トイレ・部屋の掃除
- ・炊事の手伝い～食卓に準備・食器洗い(せめて自分のものでも)・ご飯やおかずづくり・
- ・洗濯をしよう～
- ・家業の手伝い～
- ・外出をしよう～食事・スポーツ・ドライブ・旅行など
- ・自分の事は自分でしよう

② あいさつ運動～あいさつは心をつなぐ第一歩～大人も必ず(コダマで～オウム返しで)返事をしよう

- ・朝起きて～おはよう(おはよう)
- ・ご飯の時～いただきます・・・食材の全てに命があります。「貴方の命を頂いて、私の命に変えさせて頂きます」(はい、どうぞ)・・・

ご馳走さま（どういたしまして）

・家を出る時～行ってきます。（行ってらっしゃい）

帰った時～ただいま（お帰りなさい）

・夜眠る時～おやすみなさい（おやすみなさい）

③ 「ありがとう一日 100 回運動」の提唱と推進（趣意書は別紙のとおり）

④ 「家庭の日」運動の見直し作業の開始～家庭の役割や生活の有り方を話しあおう

これらの取り組みにより

①親子の関係が深まり絆が強くなります。

②自分でできる力が備わり、自立心が育ちます。

③他人を思いやる心、優しい心が育ちます。

2) 地域の中で～地域住民の一人としての自覚を高めるために・・・

・・・住んでる地域で、進んで出番をつくろう・・・

①地域行事の中で 子どもの出番（役割・輝く場所）をつくろう

・季節行事に～お正月、どんどさん、ひな祭り、春祭り、子どもの日、七夕まつり、夏祭り（お盆など）、運動会、秋祭り、

・地域活動に～清掃活動（環境美化、廃品回収ほか）

・伝統芸能、文化の伝承に～踊り・太鼓・神楽・その他

②あいさつ運動～あいさつは心をつなぐ第一歩～（前述のとおり）

③「ありがとう一日 100 回運動」の提唱と推進～（前述のとおり）

④来た時よりも美しく～後から来る人のために

・公共施設を利用する時、履物を揃える・挨拶をする・そして「来た時よりも美しくして帰る・・・後から来る人の為に」

これらの取り組みにより

①友達と力を合わせることの大切さを体感します。

②自主性・自発性が育ちます。

③社会性・協調性が育ちます。

3) 町（社会）の中で～町（社会）の一員としての自覚を高めるために・・・

・・・住んでる町で 輝く チャンスを 増やそう・・・

① 町の行事の中に～・こども祭り（フェスティバル）・各種の町の行事に参加できる場所をつくろう・子ども議会

② あいさつ運動～あいさつは心をつなぐ第一歩～大人も必ず返事をしよう

③ 「ありがとう一日 100 回運動」の提唱と推進

④来た時よりも美しく～後から来る人のために

⑤交通ルールを守ろう

⑥環境の美化運動・エコ（省エネ）運動

全日本青少年育成アドバイザー連合会

平成29年度全日本青少年育成アドバイザー連合会

総会・研修会参加者名簿

	都道府 県名	氏 名	役 職	専門 委員 会
1	北海道	磯見 秀喜	会長	3
2	北海道	石井 光郎	副会長	1
3	北海道	谷口 広子	会員	2
4	北海道	土屋 公保	会員	3
5	宮城県	伊藤 順子	会長	2
6	宮城県	後藤 道子	幹事	1
7	宮城県	菅原 慶子	幹事	3
8	宮城県	千種 八重子	副会長	—
9	宮城県	阿部 和子	監事	—
10	東京都	配島 裕美	事務局	2
11	東京都	石灰 秀光	会計	3
12	富山県	稲積 重雪	会長	3
13	愛知県	峠 テル子	会長	3
14	愛知県	大村 鍾造	副会長	1
15	愛知県	宇野 晃	事務局長	2
16	愛知県	若林 眞由美	理事	2
17	愛知県	小川 美衣	事務局次長	3
18	愛知県	小田 元一	相談役	2
19	愛知県	小田 ひと美	会員	2
20	愛知県	鳥越 進	理事	1
21	愛知県	桑畑 恵子	会員	3
22	愛知県	池野 定雄	豊田市アド会長	1
23	愛知県	水田 文一	会員	3
24	愛知県	村野 政章	理事	3
25	愛知県	小林 忠義	会員	—
26	愛知県	吉田 正浩	理事	—
27	愛知県	磯貝 智恵子	会員	2
28	愛知県	稗田 猛	会員	—
29	福井県	巢守 光	理事	1
30	滋賀県	松田 正己	会長	1
31	滋賀県	川崎 文雄	副会長	2
32	滋賀県	伊藤 雅彦	会 員	3
33	京都府	田居 友一	事務局長	1
34	兵庫県	宮後 弘満	会長	1
35	兵庫県	小路 力子	副会長	2
36	兵庫県	芝 和子	副会長	2
37	兵庫県	岩永 知子	書記局長	1
38	兵庫県	飯塚 典子	会計	3

	都道府 県名	氏 名	役 職	専門 委員 会
39	兵庫県	鳥山 すゞ代	会員	3
40	兵庫県	仮屋 美代子	会員	1
41	兵庫県	佐治 紀子	会員	2
42	和歌山県	前 晴夫	会長	2
43	鳥取県	山本 邦彦	会長	1
44	鳥取県	清水 成真	中国四国事務局長	3
45	鳥取県	西上 洋治	監査	2
46	広島県	内山 幸光	副会長	2
47	香川県	香川 勝	会長	3
48	愛媛県	谷本 治	会長	2
49	愛媛県	三好 恭子	監事	3
50	愛媛県	森山 加代子	監事	1
51	愛媛県	高瀬 圭子	会員	3
52	埼玉県	高野 路子	会員	1
53	山形県	田中 千鶴子	賛助会員	2
54	岐阜県	松原 登	顧問	1
55	岐阜県	澤田 睦美	顧問	2
56	岐阜県	堀 要	会長	1
57	岐阜県	平田 芳昭	副会長	2
58	岐阜県	深谷 滋浩	副会長	3
59	岐阜県	安江 ちか子	副会長	3
60	岐阜県	番 すず代	書記	2
61	岐阜県	安江 眞智子	会計	1
62	岐阜県	蒲 智美	監事	2
63	岐阜県	渡邊 保秋	監事	3
64	岐阜県	井戸 正美	理事	1
65	岐阜県	青山 政美	理事	—
66	岐阜県	森田 重勝	会員	3
67	岐阜県	福田 朝男	会員	1
68	岐阜県	栗本 貴美子	会員	—
69	岐阜県	棚橋 和代	会員	—
70	岐阜県	石黒 喜代子	会員	—
71	岐阜県	小木曾 律子	会員	—
72	岐阜県	伊藤 昭子	会員	—
73	岐阜県	小田島 史佳	会員	—
74	岐阜県	山田 光保	研修生	1
75	岐阜県	目野 三貴	会員	
76	岐阜県	北川 京子	会員	

## 専門委員会 班別表

### 1. 総務委員会

都道府県	氏名
北海道	石井 光郎
宮城県	後藤 道子
福井県	巢守 光
愛知県	大村 鍾造
愛知県	鳥越 進
愛知県	池野 定雄
滋賀県	松田 正己
京都府	田居 友一
兵庫県	宮後 弘満
兵庫県	岩永 知子
兵庫県	仮屋 美代子
鳥取県	山本 邦彦
愛媛県	森山 加代子
埼玉県	高野 路子
岐阜県	松原 登
岐阜県	堀 要
岐阜県	安江 眞智子
岐阜県	井戸 正美
岐阜県	福田 朝男
岐阜県	山田 光保

### 2 後継者養成委員会

都道府県	氏名
北海道	谷口 広子
宮城県	伊藤 順子
山形県	田中 千鶴子
東京都	配島 裕美
愛知県	宇野 晃
愛知県	若林 眞由美
愛知県	小田 元一
愛知県	小田 ひと美
愛知県	磯貝 智恵子
滋賀県	川崎 文雄
兵庫県	小路 力子
兵庫県	芝 和子
兵庫県	佐治 紀子
和歌山県	前 晴夫
鳥取県	西上 洋治
広島県	内山 幸光
愛媛県	谷本 治
岐阜県	澤田 睦美
岐阜県	平田 芳昭
岐阜県	番 すず代
岐阜県	蒲 智美

### 3 広報委員会

都道府県	氏名
北海道	磯見 秀喜
北海道	土屋 公保
宮城県	菅原 慶子
東京都	石灰 秀光
富山県	稲積 重雪
愛知県	峠 テル子
愛知県	小川 美衣
愛知県	桑畑 恵子
愛知県	水田 文一
愛知県	村野 政章
滋賀県	伊藤 雅彦
兵庫県	飯塚 典子
兵庫県	鳥山 すゞ代
鳥取県	清水 成眞
香川県	香川 勝
愛媛県	三好 恭子
愛媛県	高瀬 圭子
岐阜県	深谷 滋浩
岐阜県	安江 ちか子
岐阜県	渡邊 保秋
岐阜県	森田 重勝

## 全日本青少年育成アドバイザー連合会 規約

(名称)

第1条 この会は、全日本青少年育成アドバイザー連合会（以下「本会」という）と称する。

(略称：全日本アド連)

英文名 (National Association of Youth Development Advisers)

(事務局)

第2条 本会の事務局は、事務局長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、青少年問題の重要性に鑑み、地域社会における青少年育成活動の活性化を図ると共に、会員の資質高揚、並びに後継者育成に努めることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 内閣府及び各県民会議等の事業支援、並びに青少年育成関係機関・団体等との連携協業の促進。
- (2) 育成指導者研修事業の実施、並びに青少年問題に関する情報収集・調査研究。
- (3) 青少年の自立支援や子育て支援活動、並びに悩みごと相談に対する助言。
- (4) 青少年の国際交流、ボランティア活動・体験活動等の支援。
- (5) キャンペーン活動、並びにホームページ・会報等による広報活動の推進。
- (6) メディアへのニュースリリースの活用。
- (7) その他、目的達成のため必要な事業等の実施。

(組織)

第5条 各都道府県アド連等の団体、及び本会の目的に賛同する個人を以て組織する。

2 本会の入会及び退会は細則で定める。

3 各都道府県アド連は、次のブロックに所属する。但し、入退会は任意とする。

- (1) 東北・北海道
- (2) 関東・甲信越
- (3) 東海・北陸
- (4) 近畿
- (5) 中国・四国
- (6) 九州

(会員)

第6条 本会の会員は、正会員及び賛助会員とする。

2 正会員は、各都道府県アド連会長とする。

3 賛助会員は、青少年育成アドバイザー会員とし、本会を賛助する。

但し、各都道府県アド連等に未加入のアドバイザー会員はこれを認める。



(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長：1名
- (2) 副会長：若干名
- (3) 理事：若干名
- (4) 監事：2名
- (5) 事務局長：1名

(役員を選任)

第8条 本会の役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、理事会において役員の中から選出し、総会の承認を得る。
- (2) 副会長は、各ブロックの会長があたる。
- (3) 理事は、各ブロックの副会長を以てあてる。
- (4) 監事は、理事以外から選任し、総会の承認を得る。
- (5) 事務局長は、理事会において選出し、会長が委嘱する。

(役員職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、会長及び副会長、事務局長とともに理事会を構成し、会務を処理する。
- 4 監事は、業務及び財産を監査し、その結果を総会において報告する。
- 5 事務局長は、会長の命により経理及び事務局を所掌する。

(役員任期)

第10条 会長の任期は、2年とし再選は一度までとする。

- 2 副会長及び理事の任期は、当該する所属団体の規定に準ずる。
- 3 監事・事務局長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 役員は、任期終了後においても、後任者が就任するまでは、なおその任務を負う。
- 5 補欠役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第11条 本会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、理事会に諮り学識経験者及び会長経験者の中から会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の会務について会長の諮問に応ずる。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会・役員会・理事会・専門委員会とし、会長が招集する。

- 2 本会に会議の議事録を備える。
- 3 議長は、会長もしくは副会長が務める。
- 4 会議の定足数は、構成員の3分2以上の出席で成立する。但し、委任状の数は出

席者と見なす。

- 5 やむを得ず会議に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について書面を提示し、代理人に表決を委任することができる。
- 6 議決は、出席者の過半数を以て決する。  
但し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会)

第13条 総会は、本会最高の議決機関であり、毎年1回開催する。但し、臨時に開くことができる。

2 総会は、正会員を以て構成する。

3 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 規約の制定、及び改正。
- (2) 事業計画、及び予算の決定並びに承認。
- (3) 事業報告、及び決算の承認。
- (4) 役員承認。
- (5) その他、必要な事項。

(役員会)

第14条 役員会は、会長・副会長・事務局長で構成し、会務の執行に関し重要且つ急を要する事項及び理事会に付託する事項について審議する。

(理事会)

第15条 理事会は、会長・副会長・理事・事務局長で構成し、必要に応じて開く。

2 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会で議決した事項の執行に関する事項。
- (2) 総会に付議する事項。
- (3) その他、会務の執行に関する事項。

(専門委員会)

第16条 専門委員会は、事業推進のため協議を必要とする事情が生じた場合に開く。

2 専門委員は、役員会で選出する

3 専門部会の委員長は、委員の互選とし、当該部会を掌理する。

(経理)

第17条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金、その他を以てあてる。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約に示されない事項)

第19条 規約に示されない事項については、理事会で協議し、別途、運営細則により定める。

(附則)

本会の規約は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

本会の規約は、平成 19 年 6 月 23 日から施行する。(改正)

本会の規約は、平成 20 年 6 月 21 日から元規約に戻す。(改正)

本会の規約は、平成 21 年 6 月 20 日から施行する。(一部改正)

本会の規約は、平成 23 年 6 月 1 1 日から施行する。(改正)

本会の規約は、平成 27 年 6 月 28 日から施行する。(一部改正)